

各支部活動報告

1. 前橋(岡 努)

前橋支部の主な受注先は、前橋土木事務所である。平成29年度の受託件数は、前年度並みの件数であり、社会資本総合整備用地事業に関する所有権移転登記が主な案件であった。

事件数は少ないが、各会員への配分については公平になるよう配慮して行った。

平成30年度も前橋土木事務所等受注先と良好な関係を維持しながら、受託の増加に努めたい。

2. 伊勢崎・佐波(五十嵐秀行)

伊勢崎・佐波支部では、同支部の司法書士と土地家屋調査士の公共嘱託社員で構成される伊勢崎佐波公共嘱託登記受託団として活動している。

受託事件の大部分は、伊勢崎土木事務所からのものであり、これらの事件は、同事務所の職員が構成員名簿に基づき順次依頼している。

その他直接に受託団あての依頼がある場合には、司法書士分については、受託団の副団長である当職が各団員に順次依頼することになっているが、昨年度に続き今年度も依頼はなかった。

3. 桐生(川井孝之)

桐生支部の主な受注先は桐生土木事務所である。今年度は前年度同様、道路用地のほか河川・砂防用地買収事業などに関して所有権移転登記を行った。

社員への分配は桐生土木事務所が社員名簿登載順に適宜行っている。

桐生土木事務所等と引き続き良好な関係を保ち、今後も安定した受注を目指したい。

4. 太田(塩ノ谷久男)

今年度の嘱託登記の受託状況も太田市役所建築指導課からの依頼が主なもので他には太田土木事務所からの依頼があった。ここ1年位で嘱託登記の受託が増えているようで今後も受注を増やしていきたい。各社員に公平に能率よく事件を配分できるように今後も努めていきたい。

5. 高 崎（齊藤麻紀）

前年同様、高崎土木事務所からの受託が主であり、前橋安中富岡線バイパス事業、前橋長瀨線道路拡幅事業等の工事に伴う用地買収の登記を中心に受託した。受託件数は前年と比較すると大幅な増加がみられた。

各会員への配分については、できるだけ公平になるように今後も配慮していきたい。

来年度も土木事務所等の受注先との良好な関係を築き、受託のさらなる増加に繋がるように努めていく。

6. 藤岡・多野（石原広秋）

公共嘱託登記は、継続的な受注先としては藤岡土木事務所が主であり、受託件数は前年度と比較して4割程度減少した。

社員への分配は、藤岡土木事務所の担当者が受託者名簿に基づいて行っている。

今年度は、群馬県企業局から藤岡インターチェンジ西産業団地造成事業用地の買収に関する受託があったため、各社員にある程度まとまった依頼をすることができた。

7. 富岡・甘楽（清水博文）

公共嘱託登記は今年度も主に富岡土木事務所からの受注でした。受注件数としては、前年度よりやや増加した。

富岡土木事務所からは、平成30年2月20日現在で、富岡市においては道路事業が41件、下仁田町においては砂防事業が56件、道路事業が4件、南牧村においては道路事業が15件、甘楽町においては道路事業が26件の受注を受けた。

これまでと同様、受注先と良好な関係を維持し、受託につながるよう努力したい。

8. 安 中（松岡将之）

前年同様、安中土木事務所からの受託が主である。

平成29年度受託件数は、33件で、会員への配分は、土木事務所の職員が名簿に基づき順次委託している。この内訳は、西毛広域幹線道の関係と、その他一般の道路整備事業があった。

西毛広域幹線道の事業については、今後、受託件数が増加する見込みである。

9. 利根・沼田（藤井禎之）

公共嘱託登記は、今年度も主に沼田土木事務所からの受託であった。

受託件数は、前年度と比較して増加となった。

平成29年度は、道路改築事業及び砂防事業による受託が主な案件であった。
これまでと同様に、現在の受託先との信頼関係を維持できるように努めたい。

10. 吾妻（佐藤 優）

吾妻支部は、平成29年4月21日に支部定時総会が開催されました。

受託事件は、毎年、群馬県（中之条土木事務所）からの発注が主であり、今年度も同様な状態です。

なお、受託件数について支部ではまだ、完全な集計ができていませんが、概ね例年並のようです。

11. 渋川・北群馬（吉原亜矢）

本年度も主な受託先は渋川土木事務所であった。

また、例年に比べ渋川農村整備センターからの受託が増加した。

事業の内訳は、南新井前橋線事業が最も多く、そのほか、単独道路改築事業及び社会資本総合整備事業等であった。

来年度の受託件数も上記の事業を中心に本年度並みとなるようだ。

受託方法は、委託先または分筆等を行った土地家屋調査士から役員へ受託依頼がなされ、役員が名簿の順序に基づき各社員に配分を行う方式をとっている。来年度も同様に受託及び配分を行っていく。

12. 館林・邑楽（青木史和）

館林・邑楽公共嘱託登記受託団

受託団は、土地家屋調査士公嘱社員・司法書士公嘱社員合同で構成、役員は2年ごとに、司法書士・土地家屋調査士、それぞれ支所長各1名・理事各1名の計4名を選任、受託団の代表責任者は、各支所長が2年ごと交互に担当する。

支部役員改選（平成29、30年度）

公嘱司法書士新任 代表責任者・支所長 大平覚、理事 青木史和

なお、役員は従来おおむね名簿順で持ち回りしていたが、固辞もあって近年は平等な持ち回りが困難。

館林土木事務所・館林市役所等からの各嘱託登記の依頼は、従来から個々の会員に直接なされているため、受託総数や各会員の受託件数は不明。なお、市の道路買収事業等は市職員にて受託団会員に対して分配して委託。